



協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。

交通事故等のケガで健康保険を使用する場合は
「第三者行為による傷病届」をご提出ください

【 第三者行為による傷病とは 】

相手がいる交通事故
(過失割合にかかわらず)



車に同乗中の
事故



暴力行為



他人が飼っている
ペットによる加害行為



などなど…

START!

届出が必要なケースかどうか、フローチャートに沿ってご確認ください。

ケガをしたのは、お仕事中または通勤途中ですか？

はい

お仕事中や通勤途中でのケガは、健康保険を使用して診療を受けることはできません。この場合、労災保険が適用されることとなります。詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

高松労働基準監督署…………… Tel.087-811-8948
丸亀労働基準監督署…………… Tel.0877-22-6244
坂出労働基準監督署…………… Tel.0877-46-3196
観音寺労働基準監督署…………… Tel.0875-25-2138
東かがわ労働基準監督署…………… Tel.0879-25-3137
高松労働基準監督署…………… Tel.0879-62-0097
小豆島駐在事務所

いいえ

ケガの原因は、交通事故や暴力行為など
第三者が絡むものですか？

はい

健康保険をご使用いただけますが、協会けんぽへ「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

様式の
ダウンロードは
こちら



いいえ

健康保険をご使用いただけます。

協会けんぽから被保険者（ご本人）の方に宛てて負傷原因の文書照会を行うことがあります。照会文書が届きましたらお手数ですがご回答をお願いいたします。



第三者行為
による傷病届の
詳細はこちら

【 届出が必要な理由 】



健康保険を使用すると、本来、加害者（相手方）が支払うべき治療費を、協会けんぽがその一部を立て替えて医療機関等へ支払うこととなります。

立て替えた分は、後日、協会けんぽが相手方に損害賠償請求をするため、事故等の状況や相手方の情報を「第三者行為による傷病届」によりお知らせいただく必要があります。

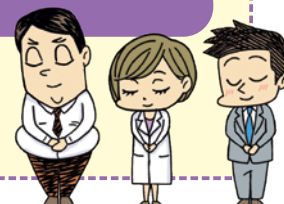
「要精密検査」と判定された方は 必ず医療機関を受診してください!

胃・大腸がん検診において「要精密検査」と判定され、医療機関への受診が確認できない被保険者(ご本人)様に、受診をお勧めするご案内(はがき)をお送りしております。



事業主・担当者の皆さまへのお願い

大切な従業員を守るため、健診結果から医療機関への受診が必要と判定された方には、**必ず**受診するようお声がけをお願いいたします。



健康保険の申請、けんぽアプリでもっと簡単に!

「けんぽアプリ」やホームページの「電子申請」から、健康保険の各種申請ができます。

けんぽアプリ・ 電子申請の 4つのメリット

- ▶ ① 申請書・届出書の入手や、郵送などの手間や時間、費用が削減できる!
- ▶ ② よくある質問や入力方法の説明、制度の内容を見ながら入力できる!
- ▶ ③ 入力チェックが行われるため記載漏れや記載誤りが軽減できる!
- ▶ ④ 申請後の審査状況(受付、審査中、審査完了、返戻)が確認できる!



けんぽアプリに
ついてはこちら

事業所の健康づくりに 取り組んでいる方必見! オンラインセミナー公開中です!



健康経営優良法人認定制度や県内事業所の健康づくりをサポートする事業を紹介したオンラインセミナーをYouTubeにて配信中です。

10月26日(月)までの限定配信ですので、ぜひご覧ください!

視聴及び
詳細はこちら



メルマガ募集



LINE
友だち募集中!



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 香川支部

各種申請書は電子申請または郵送でご提出ください

〒760-8564

高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

☎087-811-0570

(自動音声にてご案内しております。)

電子申請は
こちら



けんぽアプリは
こちら

